

宮崎市納税通知書封筒広告掲載業務入札説明書

宮崎市納税通知書封筒広告掲載業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和3年10月15日（金）正午までに、下記4に掲げる部局等に説明を求めることができます。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 宮崎市納税通知書封筒広告掲載業務
- (2) 業務の期間 契約日から令和4年3月31日まで
- (3) 広告枠数 1枠×205,000通
(版下は一つですが、広告枠に複数の事業所の広告掲載も可能です)
- (4) 広告掲載期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 業務の内容及び数量等

別添仕様書のとおり

3 入札参加資格

- (1) 宮崎市広告事業実施要項に基づいた広告を作成すること
- (2) 役員等が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと
- (3) 宮崎市納税通知書封筒広告掲載料を令和4年3月31日までに納付すること
- (4) 過去2カ年（平成31年4月～令和3年3月）の間に国（公社・公団を含む）又は地方公共団体の広告掲載業務の受託実績があること
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること
- (7) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと

- (8) 宮崎県内に特別徴収義務のある事務所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付していること
- (9) 本業務の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要項（平成8年2月7日告示第19号）による指名停止を受けていない者であること

4 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地並びに連絡先

宮崎市税務部市民税課

宮崎市橘通西一丁目1番1号

電話番号 (0985) 21 - 1748

F A X (0985) 38 - 9557

電子メール 05sizei@city.miyazaki.miyazaki.jp

5 入札参加申込書および入札書の提出

- (1) 提出場所 宮崎市税務部市民税課
郵便番号 880 - 8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
- (2) 提出期間 令和3年9月27日（月）から令和3年10月15日（金）まで
- (3) 提出方法 郵送（書留又は簡易書留とし、令和3年10月15日（金）午後5時必着とします）
- (4) 入札書の封かん 入札書は、長形3号程度の封筒に入れ、封かんおよび封印してください。
- (5) 添付書類 納税通知書封筒等広告実績書

6 開札の日時等

- (1) 令和3年10月18日（月）午前10時、市民税課において、入札に参加者の立会いのもとに開札します。なお、入札参加者が開札に立ち会えない場合、当該入札事務に関係のない市職員が立ち会います。
- (2) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載してください。
- (3) 入札金額は、広告枠数（1枠×205,000通）分の金額を記載してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札は行いません。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎市財務規則により、必要な場合があります。

(2) 契約保証金

宮崎市財務規則により、必要な場合があります。

8 入札の効力

次の入札は無効とします。

- (1) 入札加入資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (5) 入札条件に違反した入札
- (6) 連合その他不正の行為があった入札

9 落札者の決定

- (1) 予定価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、次項「10 くじの方法」によりくじ引きで落札者を決定します。

10 くじの方法

開札の結果、落札となるべき最高の価格での入札者が2者以上いる場合、くじにより落札者順位を決定します。

- (1) 入札書の「番号」欄に任意の000～999を記入します。
くじ番号が読み取れない場合や、記入されていない場合は000と記載されたものとみなします。
- (2) くじの手順
 - ①入札書が到着した順（入札書提出日時順）に「0, 1, 2, 3, ……」と番号を割り当てます。その後、同価格の入札者が2者以上いる場合、再度到着順に「0, 1, 2, ……」と割り当てます。
 - ②同額入札の入札書に記載されたくじの番号を合算し、その合計額を同額入札の入札書の数で除算し、余りを算出します。

- ③上記②の計算結果による余りと一致した上記①の番号の入札参加者を最上位（落札候補者）とします。
- ④最上位の番号に1を足した番号の入札参加者を2順位とします。
最上位の番号に1を足した番号がない場合は、0の番号の入札参加者を2順位とします。
- ⑤2順位の番号に1を足した番号の入札参加者を3順位とします。
2順位の番号に1を足した番号がない場合は、0の番号を3順位とします。
- ⑥4順位以下は⑤の規定に従い決定します。

(例) 入札参加者中5社中、3(A, B, D)社が同額入札の場合

<1> 入札書が到着した順に番号を付与します。

A社………番号0

B社………番号1

D社………番号2

宮崎市役所に同時刻に到着した場合は宮崎中央郵便局に到着した順番になります。

上記の順番も同時刻だった場合は発送を引受けた時刻が早い順番になります。

<2> くじ入力番号の数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定します。

A社……… (くじ番号 125)

B社……… (くじ番号 384)

D社……… (くじ番号 801)

合計 (125 + 384 + 801 = 1310)

余り (1310 ÷ 3 = 436 …… 余り 2)

<3> 順位の決定

最上位（落札候補者）は、余り2と一致する番号であるD社

2順位は、④に従いA社

3順位は、0 + 1の番号と一致するB社